

## 飛騨市スポーツ協会表彰規程

### (目 的)

第1条 飛騨市スポーツ協会（以下「協会」という。）規約第4条の規定に基づき、規約第3条（目的）に著しく貢献したものを表彰する。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労者表彰
- (2) 優秀選手、チーム及び団体表彰
- (3) その他表彰が必要と認められる個人、チーム及び団体表彰

### (受賞の資格)

第3条 受賞の資格は、市内在住または在勤者の個人、チーム又は団体とする。

### (表 彰)

第4条 表彰は、定時総会で行い会長が表彰し副賞を授与する。

### (決 定)

第5条 選考は協会会長及び加盟団体長等から推薦されたものを常任理事会で審査し決定する。

加盟団体長等が推薦する場合は、別に定める日までに会長あてに関係書類を提出する。

### (その他)

第6条 本規程の施行に関する必要事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は令和4年5月13日より施行する。